

議案第14号

三朝町介護保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年3月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料

については、なお従前の例による。

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)

- 3 新条例第2条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180円とする。